

はじめに（文部科学省作成「生徒指導提要」を参酌して）

近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、全国的にいじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にあります。加えて、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、生徒指導をめぐる状況は大きく変化してきています。

こうした状況を踏まえ、本校では、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性を再整理するとともに、今日的な課題に対応していくため、「学校のきまり（いわゆる「校則」。）」について改訂を進めています。

特に、今般の改訂では、服装の面に着目し、その在り方や考え方を示しました。この改訂に伴い、今後、他のきまりについても、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、検討・改訂を進めてまいります。

子どもたちの多様性におとなが気づき、様々な困難や課題を抱える生徒が増える中、学校教育には、子どもの発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められています。こうした中で、生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有しています。

生徒指導上の課題が深刻になる中、何よりも子どもたちの命を守ることが重要であり、全ての子どもたちに対して、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう学校関係者が一丸となって取り組まなければなりません。その際、事案に応じて、学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、社会全体で子どもたちの成長・発達に向け包括的に支援していくことが必要です。

令和4（2022）年6月に「こども基本法」が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられました。子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、子どもたちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことは重要なことであり、例えば、学校のきまりの見直しを検討する際に、生徒の意見を聴取する機会を設けたり、生徒会等の場において、学校のきまりを確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えています。

生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働きとして、本校の生徒指導が機能するよう努めてまいります。

令和5（2023）年12月

和歌山市立東和中学校長
清水 歩

学校のきまりと生徒指導

Ⅰ 生徒指導の定義と目的（文部科学省作成「生徒指導提要」から抜粋）

（１）生徒指導の定義

学校教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法第１条）を期することであり、また、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」（同法第２条第２項）ことが目標の一つとして掲げられています。この学校教育の目的や目標達成に寄与する生徒指導を定義すると、次のようになります。

<生徒指導の定義>

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができ存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

（２）生徒指導の目的

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められます。

<生徒指導の目的>

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導において発達を支えるとは、児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）の発達を含む包括的なものです。

また、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要です。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指されます。

児童生徒は、学校生活における多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、学ぶこと、生きること、働くことなどの価値や課題を見いだしていきます。その過程において、自らの生き方や人生の目標が徐々に明確になります。学校から学校への移行、学校から社会への移行においても、主体的な選択・決定を促す自己指導能力が重要です。

本校では、学校のきまりを提示し、生徒が自己指導能力の獲得に努めるよう支える手立てとします。

2 「学校のきまり」の前文

生徒は、まず、社会規範を遵守する態度を身に付けるため、次の4項目を常に意識し、適切な判断をし、自己指導能力の獲得をめざしましょう。

- ・ 自他の健康・安全に配慮する
- ・ 自他の学習活動の妨げにならないようにする
- ・ 他者の権利を尊重する
- ・ 公共のマナーを考えて言動をする

3 「学校のきまり」の見直し

学校のきまりについては、一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような事項については、見直すこととします。また、学校のきまりによって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることとします。検証・見直しにあたっては、生徒、保護者、学校の三者による「きまりを考える会(仮称)」等により意見交換を行います。意見交換の際、また、学校のきまりを決定する上で重視すべき事項を次のとおり示します。

- ・ 合理的な理由はあるか
- ・ 教育的目的はあるか
- ・ 「中学生らしい」は禁句
- ・ 「これまで問題なかったから」は禁句
- ・ 多数決だけでは決められない

4 学校のきまり

生活について

原則として、次のとおりとします。配慮を要するときは、学校に相談してください。

(1) 始業

始業は午前8時30分です。始業5分前に予鈴が鳴ります。予鈴が鳴るまでにゆとりをもって登校し、落ち着いて授業に臨みましょう。始業時に教室にいないときは遅刻となります。

(2) 遅刻・欠席・早退

遅刻や欠席をするときは、その理由もあわせて、始業までに学校に連絡してください。生徒本人ではなく、保護者からの連絡をお願いします。早退のときは、担任にその理由を告げ、許可を得てから下校します。担任から保護者に連絡しますので、ご理解ください。

(3) 通学

徒歩で指定の通学路を通るようにしましょう。自転車での通学は許可していません。安全に通学するため、交通規則、マナーを守りましょう。

(4) 昼食

- ① 給食を実施しています。希望する場合は申し出てください（一食300円）。
- ② 給食を利用しない場合は弁当を持参しましょう。
- ③ 給食を利用せず、弁当を用意できないときは、おにぎり・パン等をあらかじめ購入し、持参しましょう。
- ④ ①～③の昼食を用意できないときは、校内で販売するパン、飲み物を購入しましょう。
- ⑤ 昼食購入のための外出は認められません。

(5) 外出

登校後、下校までの間は外出できません。正当な理由があり、外出が必要なときは、担任の先生に申し出て、外出許可証を発行してもらいます。外出から戻ってきたときは、職員室にいる先生に外出許可証へサインしてもらい、授業に戻ります。

(6) 所持品

- ① 生徒証は個人の証明となります。無くさないように常時携帯しましょう。
- ② 自分の持ち物には、学年・組・出席番号・氏名を書きましょう。
- ③ 学校生活に不必要なもの・金銭は持ってこないようにしましょう。
- ④ 携帯電話・スマートフォンの類は持ってこないようにしましょう。

※ 携帯電話等の公立小中学校への持ち込み全面禁止について、平成13年度に和歌山県教育委員会から通達が出されています。

服装について

次のいずれかを推奨します。特に、儀式的行事（入学式、始・終業式、卒業式）については中学校学習指導要領（平成29年告示）の内容に基づき、（1）～（3）を求めます。また、教科や学習活動の内容等によっては、指導にあたる教員が指定することがあります。

- （1）和歌山市中学校標準服推進委員会指定の学生・セーラー服
- （2）和歌山市教育委員会が推奨する制服（令和8（2026）年4月以降）
- （3）次に示すドレスコードに合うもの。「2 学校のきまりの前文」で示している4項目に照らし合わせ、学習環境の品性を損ねることのないようなデザインや着こなし方等（※）を保護者と相談して選択し、適切に判断しましょう。

※ 学習環境の品性を損ねることのないようなデザインや着こなし方等とは、例えば、高校入試や就職試験、冠婚葬祭等の際に着用する状態（フォーマル様）を想定しています。

<トップス（上半身）>

- ・ 襟・袖付きシャツ・ブラウス、ポロシャツとし、色は白、黒、紺、グレー、柄は無地か目立たないロゴ等がワンポイントまでのもの
- ・ 上着は、ブレザータイプのジャケット（袖のついた前開きの上着、コートよりも丈が短い）とし、色は、黒、紺、グレー、柄は無地か目立たないロゴ等がワンポイントまでのもの
- ・ 寒さ対策として、防寒着の着用は可とします。色は白、黒、紺、茶、グレーがベースのもの

<ボトムス（下半身）>

- ・ ズボンまたはスカートとし、色は、黒、紺、茶、グレー、柄は無地か目立たないロゴ等がワンポイントまでのもので、丈は膝が隠れる長さ以上

<その他>

- ・ 中着 着用時に柄や袖が見えないようにすること
- ・ ソックス 白、黒、紺、茶、グレー
- ・ ベルト 黒、紺、茶、グレー

(4) 体操服として認められているもの

その他、身だしなみについて

学習の妨げになったり、健康を害することがないように気を配り、清潔に保つよう心がけましょう。

<頭髪>

髪が長く肩にかかるような場合は、ヘアゴム（黒、紺、茶）で結ぶか、三つ編みにする等整えましょう。前髪は目にかからないよう、髪をとめるピン（黒、紺、茶）を使用したり、適切な長さに切る等、眉にかかる長さまでで整えましょう。

脱色、着色、パーマ、そりこみ、変形はやめましょう。

整髪料、派手な装飾品（リボン、色ピン等）の使用はやめましょう。

<靴>

白・黒色を基調とした運動靴（ひもは白または黒の単色。マジックテープ可）で、ラインやロゴの色は特に指定はありません。くるぶしが隠れるものは不可とします。

<その他>

装身具（ピアス、ネックレス等）の着用、マニキュア、化粧等は、学校教育活動上、必ずしも必要なものではないので不可とします。

放課後、休日等も学校生活の延長線上にあるときは、きまりを意識して身だしなみを整えましょう。

○ 生徒及び保護者のみなさまへ

学校生活では、多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、様々なことを学び、生きることなどの価値や課題を見いだしていきます。特に、中学校段階は、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付ける重要な時期です。生徒は、学校のきまりを意識した日常を送る中で、社会規範を遵守する態度を身に付け、適切な判断をし、自己指導能力の獲得をめざします。保護者のみなさまには、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

※ 「服装のきまり」については、令和5（2023）年度3学期末までを試行期間とし、試行期間終了後検証の上、令和6（2024）年度4月から施行します。